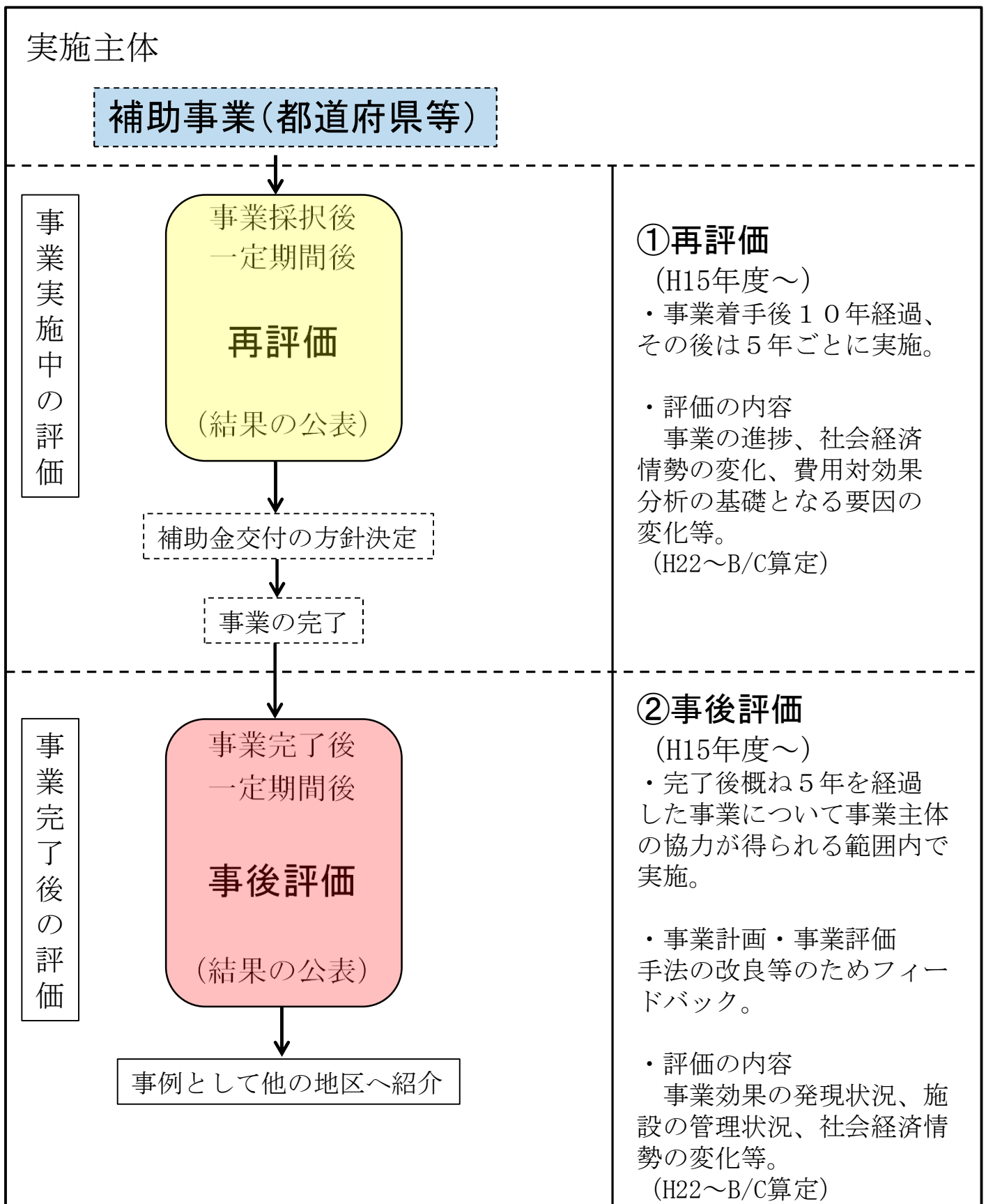


資料 1

令和5年度北陸農政局農業農村整備事業等補助事業評価について

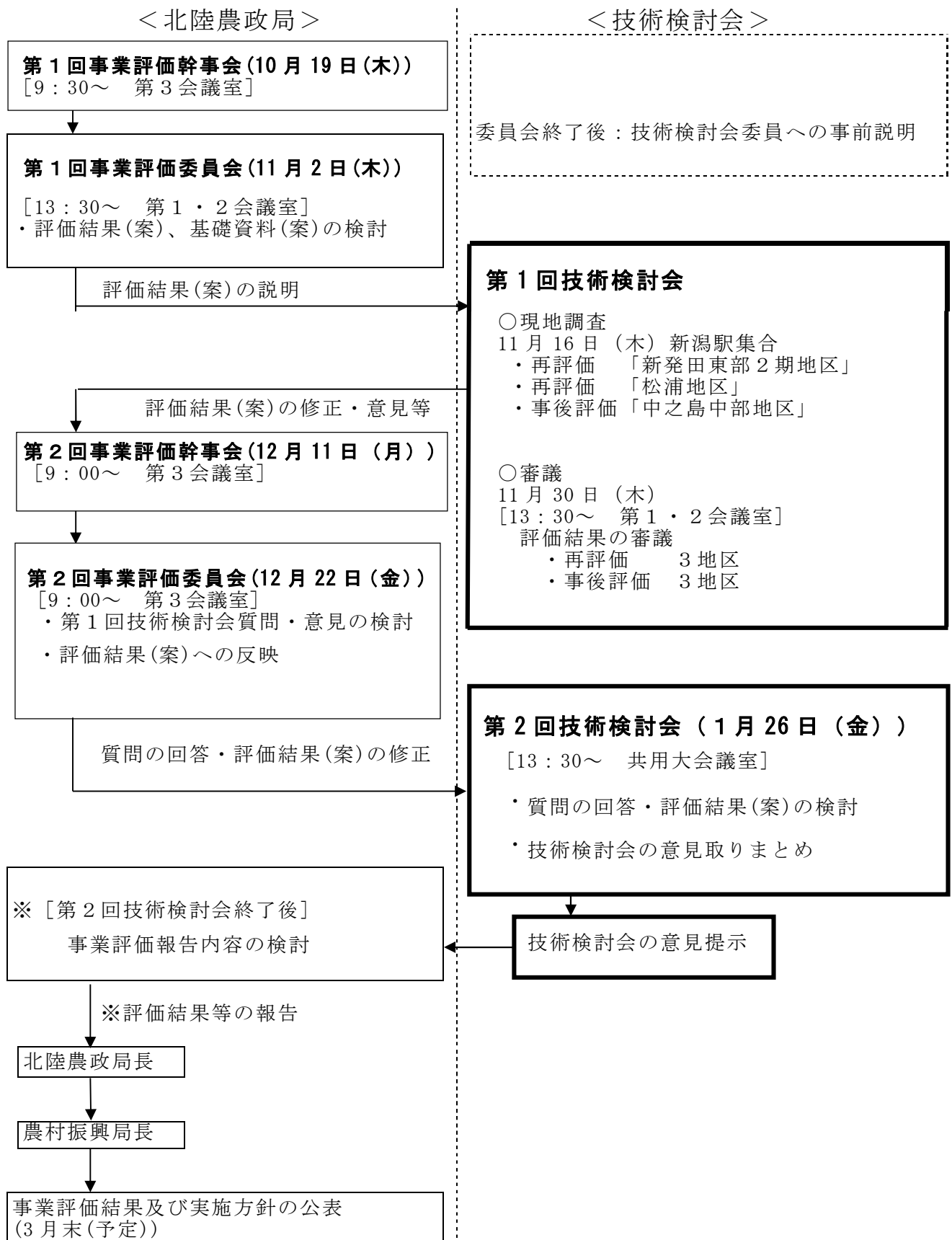
- ・ 国が行う農業農村整備事業等における補助事業評価の流れ・・・・・・・・資料1－1
- ・ 令和5年度補助事業評価に関するスケジュール(案)・・・・・・・・資料1－2
- ・ 北陸農政局補助事業評価委員会設置要領・・・・・・・・資料1－3
- ・ 北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則・・・・・・・・資料1－7
- ・ 令和5・6年度北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会名簿
・・・・・・・・資料1－9

国が行う農業農村整備事業等における補助事業評価の流れ



※事後評価は、総事業費10億円以上の事業を対象

令和 5 年度 補助事業評価に関するスケジュール



北陸農政局補助事業評価委員会設置要領

第1 趣 旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）、事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）及び農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）別紙1（農地整備事業に係る運用）第9に基づく事業の実施方針の評価を実施する補助事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）を設置する。

第2 事 務

- 1 事業評価委員会は、次に掲げる事項について事務を行う。
 - (1) 補助金交付の方針案の取りまとめに関すること。
 - (2) 再評価地区別資料及び再評価結果書案の作成に関すること。
 - (3) 事後評価地区別結果書等の取りまとめに関すること。
 - (4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1（農地整備事業に係る運用）第9の1に掲げる、事業の実施方針の評価に関すること。
 - (5) その他事業評価委員会が設置目的に照らして相当と認める事項に関すること。2 上記の(2)及び(3)については、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付け14農振第1906号）に基づき評価を実施する。

第3 構 成

- 1 事業評価委員会は、別表－1に掲げる関係部課長及び地方参事官をもって構成する。ただし、必要に応じて他の関係部課長等を構成委員に加えることができるものとする。
- 2 事業評価委員会は、所用の事務を行わせるため、別表－2に掲げる関係部課長補佐等により構成される補助事業評価委員会幹事会（以下「事業評価幹事会」という。）を設置する。

第4 運 営

- 1 事業評価委員会の運営
 - (1) 事業評価委員会は、第2に掲げる事務を円滑に行うため、必要に応じて開催する。
また、委員長が必要と認めたとき及び委員から要請があった場合についても開催する。
 - (2) 事業評価委員会は、委員長が招集し、その会務を統括する。ただし、委員長が指名した場合には、副委員長又は委員が委員長としてその職務を行う。
 - (3) 委員長は、必要に応じて別表－1に掲げる者以外の関係者について事業評価委員会への出席を求めることができるものとする。
 - (4) 委員長は、再評価及び事後評価に関して、技術的・専門的な知見を有する第三者から構成される技術検討会を設置し、評価結果案等について意見を聴取するものとする。
- 2 事業評価幹事会の運営
 - (1) 事業評価幹事会は、必要に応じて開催する。また、幹事長が必要と認めたとき及び幹事から要請があった場合についても開催する。
 - (2) 事業評価幹事会は、幹事長が招集し、その会務を統括する。ただし、幹事長が指名した場合には、あらかじめその指名された幹事等がその職務を代行する。
 - (3) 幹事長は、必要に応じて別表－2に掲げる者以外の関係者について事業評価幹事会への出席を求めることができるものとする。

第5 事務局

- 1 事業評価委員会及び事業評価幹事会の事務局は、別表－2に掲げる幹事長の所属する課・室とする。
- 2 第2に掲げる事務を効率的かつ円滑に進めるため、事務の統括及び調整については事務局

が行い、資料整理等の実務は事業を所管する課等が行うが、事業評価幹事会を構成する課はこれらについて、支援・協力を行うものとする。

第6 雑 則

この要領に定めるもののほか、事業評価委員会の運営等に必要な事項は事業評価委員会において定める。

附 則

- (1) この要領は、平成15年2月25日から施行する。
- (2) 農林水産省組織再編に伴い、平成15年7月1日に要領の一部を改正する。
- (3) 平成17年3月3日に要領の一部を改正する。
- (4) 中間審査の追加に伴い、平成18年3月16日に要領の一部を改正する。
- (5) 北陸農政局組織改編に伴い、平成18年4月18日に要領の一部を改正する。
- (6) 農林水産省政策評価基本計画の大臣決定に伴い平成22年11月24日に要領の一部を改正する。
- (7) 平成23年10月13日に要領の一部を改正する。
- (8) 平成26年10月22日に要領の一部を改正する。
- (9) 平成27年10月23日に要領の一部を改正する。
- (10) 令和3年11月5日に要領の一部を改正する。
- (11) 令和5年10月16日に要領の一部を改正する。

別表－１ 事業評価委員会の構成

区 分 所 属	農村振興局 所管事業			畜産局所管事業
	要領第２の1の (1)、(2)、(5) に係るもの	要領第２の1の (3)に係るもの	要領第２の1の (4)に係るもの	要領第２の1の (1)、(2)、 (3)、(5)に係る もの
	補助金交付、再評 価、その他	事後評価	農地整備事業	補助金交付、再評 価、事後評価、 その他
地方参事官（特命・事業計画）	●	●	●	
地方参事官（各省調整）	●	●	●	
生産部				
部 長				◎
生 産 振 興 課 長				○
畜 産 課 長				●
経営・事業支援部				
担い手育成課長				○
農村振興部				
部 長	◎	◎	◎	
設 計 課 長	○	○	○	○
農 村 計 画 課 長	○	○		○
土地改良管理課長	○	○		
農 村 環 境 課 長	○	○		
事 業 計 画 課 長	○	○	○	
水 利 整 備 課 長	○	○		
農 地 整 備 課 長	○	○	○	
地 域 整 備 課 長	○	○		
防 災 課 長	○	○		

注：◎は委員長 ●は副委員長 ○は委員 を示す。

注：水利整備課長、農地整備課長、地域整備課長、防災課長については、事業担当原課以外についての出席を任意とする。

別表－２ 事業評価幹事会の構成

区 分 所 属	農村振興局 所管事業			畜産局所管事業
	要領第２の１の (１)、(２)、(５) に係るもの	要領第２の１の (３)に 係るもの	要領第２の１の (４)に係るもの	要領第２の１の (１)、(２)、 (３)、(５)に係る もの
	補助金交付、再評 価、その他	事後評価	農地整備事業	補助金交付、再評 価、事後評価、その 他
生産部				
生産振興課 課長補佐				○
畜産課 課長補佐				◎
経営・事業支援部				
担い手育成課 課長補佐（経営）				○
農村振興部				
設計課 課長補佐（調整）	○	○	○	
事業調整室長	◎	○	○	○
農村計画課 課長補佐（総務）	○	○		○
土地改良管理課 課長補佐	○	◎		
農政調整官	○	○		
農村環境課 課長補佐	○	○		
事業計画課 課長補佐（総務）	○	○	○	
事業計画課 課長補佐（計画調整）	○	○	○	
水利整備課 課長補佐（広報）	○	○		
農地整備課 課長補佐（総務）	○	○	◎	
地域整備課 課長補佐	○	○		
防 災 課 課長補佐	○	○		

注：◎は幹事長 ○は幹事 を示す。

注：水利整備課、農地整備課、地域整備課、防災課関係の幹事については、事業担当原課以外について
の出席を任意とする。

北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則

第 1 趣 旨

農業農村整備事業の効率的な執行及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、事業の事前評価、再評価及び事後評価に係る諮問機関である専門的知見を有する第三者から構成される検討会（以下「技術検討会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

第 2 事 務

技術検討会は、北陸農政局国営事業管理委員会（以下「国営事業管理委員会」という。）が作成した国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、北陸農政局補助事業評価委員会（以下「補助事業評価委員会」という。）が作成した補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について審議を行い、意見の提示を行う。

第 3 構 成 等

- 1 技術検討会は、農業農村整備事業に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者から選任する 6 名以内の委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、2 年とし再任されることを妨げない。
- 3 技術検討会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 上記のほか、委員の選任の基本原則については、農林水産省政策評価基本計画（令和 2 年 3 月 31 日農林水産大臣決定）別紙 2 第 2 の規定を準用する。

第 4 会 議

第 2 の事務に係る会議は、国営事業管理委員会から国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、補助事業評価委員会から補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について意見の提示を求められたとき審議の必要に応じ開催する。

第 5 意見の提示

技術検討会は、第 2 の事務に関し審議した事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案の内容について、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、国営事業管理委員会、補助事業評価委員会に対して意見の提示を行う。

第 6 事務局

事務局は、農村振興局が所管する事業に関する事前評価にあつては農村振興部事業計画課、農村振興局が所管する事業に関する再評価にあつては農村振興部設計課事業調整室、農村振興局が所管する事業に関する事後評価にあつては農村振興部土地改良管理課、生産局が所管する事業に関する再評価及び事後評価にあつては生産部畜産課に置くものとする。

附 則

- (1) この規則は、平成10年 6 月10日から施行する。
- (2) 事後評価の取扱いに伴い、平成12年 3 月 7 日に規則を一部改正する。
- (3) 農林水産省組織再編に伴い、平成13年 1 月 6 日に規則の一部改正をする。
- (4) 補助事業評価の取扱いに伴い、平成16年 2 月12日に規則を一部改正する。
- (5) 事業評価の取扱いに伴い、平成22年 3 月15日に規則を一部改正する。
- (6) 農林水産省政策評価基本計画の変更に伴い、平成23年 4 月28日に規則を一部改正する。
- (7) 平成23年10月13日に規則を一部改正する。
- (8) 平成27年10月23日に規則を一部改正する。
- (9) 令和元年 5 月16日に規則を一部改正する。
- (10) 令和 5 年 5 月15日に規則を一部改正する。

令和５・６年度北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る

技術検討会委員名簿

分 野	氏 名	役 職	備 考
農村計画	かみさわ せいこ 上澤 聖子	一般社団法人 朝日町観光協会	
経 営	ねぎし むつひと 根岸 睦人	新潟大学 准教授	
マスコミ	はまの つよし 浜野 剛	北國新聞社 編集局総括デスク長	
環 境	まつもと けいこ 松本 恵子	みらい株式会社 マネージャー	
農業土木	もり たけひさ 森 丈久	石川県立大学 教授	委員長

※５０音順